

相模原市監査委員公表第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、市長から、平成22年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年12月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

- 1 特定の事件（平成22年度）
市税（市民税、固定資産税、その他）の事務の執行について
- 2 監査対象部局及び団体
税務部関係各課
- 3 措置に係る通知
市長から通知があった日 平成29年12月12日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1.【固定資産税（家屋）】</p> <p>家屋の新築・増築、滅失（全部、一部）の把握</p> <p>家屋の賦課漏れ・滅失漏れを防ぐために、家屋の現地調査は土地の現地調査との連携の強化が必要である。具体的には、土地の現地調査時における宅地（住宅用地）と家屋の照合や航空写真を利用しての前年度との比較により、効率的に家屋の現況の変化を把握することによって、家屋の賦課漏れ・滅失漏れによる更正をより減少させることが求められる。</p> <p style="text-align: right;">（報告書 110頁）</p>	<p>1.【固定資産税（家屋）】</p> <p>家屋の新築・増築、滅失（全部、一部）の把握</p> <p>土地の調査と家屋の調査についての連携を強化するため、平成25年度から、土地の現地調査時に把握した家屋の新築や滅失等に関する情報を家屋照合リストに入力し、家屋の調査担当に提供する体制とした。</p> <p>また、平成26年度より3か年計画で実施した「家屋特定調査」においては、航空写真と課税台帳の突合により、未評価の疑いのある建物や課税台帳と位置や形状が一致しない建物を抽出し、現地調査による課税対象の特定や、過去の航空写真から建築年を特定する作業を行った。平成29年度よりその結果に基づき、これまで捕捉が困難だった物件の課税及び滅失処理に着手している。</p> <p>さらに、最新の航空写真と前年の航空写真を電子的に比較して、未登記家屋等の増減を把握するシステムを平成</p>

29年6月から稼働させ、効率的に家屋の現況の変化を把握し、適正な課税をするよう取り組んでいる。